高知市南街・北街・江ノ口地域包括支援センター運営規程

（目的）

第１条　この規程は，高知市（以下「事業者」という。）が運営する指定介護予防支援事業所高知市南街・北街・江ノ口地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う介護予防支援事業及び第１号介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め，利用者に介護保険法（平成９年法律第123号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に基づく適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

（事業所の名称等）

第２条　事業所の名称及び所在地は，次のとおりとする。

(1)　名　称　　高知市南街・北街・江ノ口地域包括支援センター

(2)　所在地　　高知市塩田町18-10　高知市保健福祉センター

（事業の目的及び運営の方針）

第３条　事業所は，利用者が要支援状態の改善並びにその重度化の予防を図り，可能な限り自立した日常生活を送れるよう支援に努めるものとする。

２　事業所は，利用者の心身の状況，その置かれている環境等に応じて要支援状態の改善等，総合的な支援に努めるものとする。

３　事業所は，利用者の意思及び人格を尊重し，常に利用者の立場に立って，利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定の事業所に偏ることがないよう，公正中立に行うものとする。

４　事業所は，事業の運営にあたり，他の指定居宅介護事業者，介護保険施設，住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携に努めるものとする。

（担当職員の職種，員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する担当職員の職種，員数及び職務内容は，次のとおりとする。

⑴　管理者　　　　　　１人

　　 担当職員及び業務の管理を統括する。

⑵　担当職員（保健師，介護支援専門員，その他）　　　１名以上

　　 介護予防支援業務及び第１号介護予防支援事業を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は，次のとおりとする。

⑴　営業日　　月曜日から金曜日まで。ただし，国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第178号）に規定する休日（日曜日が国民の祝日に当たるときはその

翌日）及び12月29日から１月３日までの日を除く。

⑵　営業時間　午前８時30分から午後５時15分まで。

（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容及び提供方法）

第６条　事業の内容及び提供方法は，次のとおりとする。

　事業所は以下の業務を担当職員に行わせる。

　⑴　利用者の居宅を訪問し，利用者及びその家族と面接して，支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行うとともに，当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス内容等の情報を提供し，サービスの選択を求めた上で，介護予防サービス・支援計画原案を作成する。

　⑵　利用者または家族に対し，複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや，介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることを説明する。

⑶　サービス担当者と連携及び調整を図るための会議を開催する。

　⑷　指定介護予防サービス事業者等によるサービス提供が開始された後，月１回以上及び必要の都度連絡・訪問等を行わせ，サービスの実施状況，効果等の把握に努める。

⑸　要支援認定等の更新申請は，現在の要支援認定等の有効期間が満了する60日前からできるように必要な支援を行う。

⑹　利用者の介護予防サービス・支援計画の作成を利用者及びその家族の意思を尊重して，保健・医療・福祉等の多様なサービス等と連携し，総合的かつ効果的な介護予防サービス・支援計画を作成し，利用者の承認を得てサービス提供の手続きを行う。

２　事業所は，正当な理由がない場合は，事業の提供を拒否してはならない。

３　事業者は，事業所に対する苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにし事業所内にその手順を掲示する。

（利用料その他の費用）

第７条　介護予防サービス・支援計画作成費については，厚生労働大臣の定める基準によるものとし，当該費用が法定代理受領サービスであるときは，利用者からの費用負担を受けないものとする。

２　法定代理受領サービスが行われない場合は，利用者に利用料の請求を行い,支払い後に領収書及び指定介護予防支援提供証明書を発行する。

３　前項の支払いの際には,所定の納付書により指定する期日までに高知市指定の金融機関等で支払うものとする。

（事業実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は，高知市南街・北街・江ノ口地区とする。

２　前項の規定にかかわらず，現に介護予防支援サービスの提供を受けている者が,前項に定める通常の事業の実施地域（以下，「実施地域」という。）外の有料老人ホームに入所した場合で，入所の日に起算して概ね３月の間に実施地域に居住する予定の者はこの限りではない。

（サービス内容に関する苦情等相談窓口）

第９条　当事業者の利用者相談及び苦情窓口は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 当事業所の利用者相談窓口 | 担当者　高知市南街・北街・江ノ口地域包括支援センター田村　良子電　話　０８８（８２１）７５５１　　　　　　　　受付日　月曜日から金曜日まで。ただし，国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（日曜日が国民の祝日に当たるときはその翌日）及び12月29日から１月３日までの日を除く。受付時間　午前８時30分～午後５時15分 |

（虐待防止のための措置）

第10条　当事業者の実施する虐待防止のための措置は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 当事業所の実施する措置 | 責任者　高知市南街・北街・江ノ口地域包括支援センター田村　良子研修等の実施　年１回以上の虐待防止に関する研修を実施対応方法　虐待に関する相談のあった際は，責任者を中心とし，地域包括支援センターと連携を取りつつ速やかに問題が解消されるよう対応を行うものとする。 |

（事故発生時の対応）

第11条　サービス提供中に事故が発生した場合は，利用者に対し応急処置等の措置を講じ，速やかに利用者の家族及び担当者等に連絡をする。

２　事故状況及び事故処理については記録をし，その原因を解明し，再発を防止するための対策を講じる。

３　サービス提供中に利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は，速やかに損害賠償を行う。

（秘密保持）

第12条　事業所の職員は，業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また，職員でなくなった以降も同様とする。

２　利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合には，個人情報を使用するものとする。

(個人情報の利用)

第13条　事業所は，利用者の介護認定に伴う調査内容及び介護認定審査会における判定結果並びに意見，主治医意見書等の情報を必要とするときは，利用者及び主治医の同意のある場合に限り，市介護保険課から情報提供を受けることができる。

（身分証明書の提示等）

第14条　担当職員は，その勤務中常に身分証明書を携行し，初回訪問時もしくは利用者又はその家族から求められたときは，これを提示する。

（その他）

第15条　この規程に定めるほか，運営に関する必要な事項は，別に定める。